



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年8月23日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき、(仮称)末長住宅建設計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※ 「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 阿部 孝夫
	指定開発行為の名称	(仮称)末長住宅建設計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区末長1040-1ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	敷地面積:約8,800㎡ 計画戸数:192戸 計画人口:473人
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成25年5月 完了予定:平成28年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成24年8月23日(木)から 平成24年9月21日(金)まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 ただし、高津区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間:午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記条例見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	高津区役所、高津区役所橋出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156